

阿久根中学校いじめ防止基本方針

阿久根市立阿久根中学校

学校教育目標
豊かな心を持ち、自ら学ぶ、たくましい生徒の育成

【いじめ対策委員会】
(目的)
いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。
(組織構成)
校長、教頭、生徒指導主任、学年生徒指導係、養護教諭（必要に応じ担任、部活動顧問、SC、SSW）

【家庭・地域との連携】

- ・ 授業参観や学級PTA
- ・ 学校、学級だより等の発行
- ・ 家庭訪問、三者面談
- ・ 地域PTA
- ・ 民生委員会

【関係機関等との連携】

- ・ SSW
- ・ SC
- ・ 警察
- ・ 市福祉課
- ・ 学校ネットパトロール事業検索結果の活用

【教育活動の重点】

- ・ 学校教育目標
- ・ 各教科努力点及び具体策

【生徒の主体的な活動】

- ・ 生徒会年間計画
- ・ いじめ問題を考える週間

【いじめの防止】

- ・ 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・ 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う活動に対する支援を行う。
- ・ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、道徳、学活の時間等を利用し、「いじめ問題を考える週間」を設ける。

【生徒指導体制の重点】

- ・ 生徒指導目標
- ・ 生徒指導の努力点
- ・ 学年別重点目標

【相談体制】

- ・ 教育相談
- ・ 三者面談
- ・ SC、SSW との連携

【職員研修の充実】

- ・ 啓発資料の活用
- ・ カウンセリングマインド研修

【いじめの早期発見】

- ・ いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を毎月実施するとともに、意見をもとに必要な措置を講ずる。
- ・ いじめ調査実施後、必要に応じて担任との面談を実施する。
- ・ 生徒及び保護者が、いじめに係る相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う。
- ・ 休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、生徒達の様子に目を配る。「生徒達がいるところには、教職員がいる」ことを目指し、生徒達と共に過ごす機会を積極的に設ける。
- ・ いじめ早期発見のためのチェックリストを活用する。

【いじめに対する措置】

- ・ いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- ・ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・ いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせるなどの措置を講ずる。
- ・ いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。